

高島市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年2月9日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 青 谷 章

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査対象団体および所管部局ならびに団体の概要

- 1 名称：今津町土地改良区協議会
代表者：会長 井上 四郎太夫
所在地：高島市今津町弘川204番地1（今津老人福祉センター内）
所管部局：農林水産部 農村整備課
- 2 名称：梅原土地改良区
代表者：理事長 中田 正敏
所在地：高島市今津町弘川204番地1
所管部局：農林水産部 農村整備課
- 3 名称：今津町三谷土地改良区
代表者：理事長 古谷 茂治
所在地：高島市今津町弘川204番地1
所管部局：農林水産部 農村整備課
- 4 名称：今津南部土地改良区
代表者：理事長 前川 勉
所在地：高島市今津町弘川204番地1
所管部局：農林水産部 農村整備課
- 5 名称：淡海土地改良区
代表者：理事長 松本 文男
所在地：高島市今津町弘川204番地1
所管部局：農林水産部 農村整備課
- 6 名称：今津東部土地改良区
代表者：理事長 三田村 喜廣
所在地：高島市今津町弘川204番地1
所管部局：農林水産部 農村整備課

第2 監査期間

令和2年11月18日から令和3年2月8日まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和元年度および監査時点において執行した補助金に係る出納
その他事務

第4 監査の主な着眼点

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局関係

- ・ 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・ 補助金交付要綱は整備されているか。
- ・ 補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・ 補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・ 土地改良区等の検査、手続等は適性を実施されているか。

(2) 土地改良区協議会および各土地改良区関係

- ・ 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・ 補助金交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・ 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 出納関係帳票の整備、記録は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ・ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・ 各土地改良区からの受託事務が適正に実施されているか。
- ・ 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

第5 監査の方法

補助金に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の事務所に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 団体の概要

1 名称 今津町土地改良区協議会

(1) 目的（今津町土地改良区協議会規約より）

この会は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的とする土地改良区の連合組織体として円滑な運営を図ることを目的とする。

(2) 組織（令和2年4月1日現在）

会長 1名、副会長 1名、理事 7名、監事 2名、顧問 1名
参与 1名、職員 4名（正規職員1名、嘱託職員3名）

(3) 事業の概要

- ・ 河川（琵琶湖を含む）から引水するかんがい施設および河川への排水施設の維持管理業務に関すること。
- ・ 土地改良区の事務および技術援助に関すること。
- ・ 土地改良区の育成、指導、調整に関すること。
- ・ その他この協議会の目的を達成するために必要と認めること。

2 名称 梅原土地改良区

(1) 目的（梅原土地改良区定款より）

この土地改良区は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的とする。

(2) 組織（令和2年4月1日現在）

理事長 1名、副理事長 1名、理事 4名、監事 2名、組合員数71名

(3) 事業概要

- ・ 区域内的の区画整理
- ・ 区域内的の農道および用排水施設の新設、改修
- ・ 区域内的の農道および用排水施設の維持管理
- ・ 区域内的の暗渠排水
- ・ 農地またはその保全もしくは、利用上必要な施設の災害復旧

3 名称 今津町三谷土地改良区

(1) 目的（今津町三谷土地改良区定款より）

この土地改良区は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的とする。

(2) 組織（令和2年4月1日現在）

理事長 1名、副理事長1名、理事 4名、監事 3名、組合員数55名

(3) 事業の概要

- ・ 区画整理
- ・ ため池改修
- ・ 用水路
- ・ 揚水機
- ・ 災害復旧
- ・ 区域内の施設の維持管理
- ・ 暗渠排水

4 名 称 今津南部土地改良区

(1) 目的(今津南部土地改良区定款より)

この土地改良区は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的とする。

(2) 組織(令和2年4月1日現在)

理事長 1名、副理事長 1名、理事 18名、監事 4名、総代 30名
組合員数 231名

(3) 事業の概要

- ・ かんがい排水施設、その他農地の保全または利用上必要な施設の維持管理
- ・ 農地またはその保全もしくは利用上必要な施設の新設、改良および災害復旧

5 名 称 淡海土地改良区

(1) 目的(淡海土地改良区定款より)

この土地改良区は、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、土地改良事業を行い食糧増産に寄与することを目的とする。

(2) 組織

理事長 1名、副理事長 1名、理事 6名、監事 4名、水利委員 4名
組合員数 139名

(3) 事業の概要

- ・ かんがい排水施設、農業用道路、その他農地の保全または利用上必要な施設の新設、管理、廃止、または変更
- ・ かんがい排水施設、農業用道路、その他農地の保全もしくは、利用上必要な施設の災害復旧
- ・ 区画整理
- ・ 水源地域保全対策事業

6 名称 今津東部土地改良区

(1) 目的（今津東部土地改良区定款より）

この土地改良区は、農業生産の基盤の整備および開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資することを目的とする。

(2) 組織

理事長 1名、副理事長 1名、理事 19名、監事 2名、総代 44名
組合員数 418名

(3) 事業の概要

- ・ かんがい排水施設、その他農地の保全または利用上必要な施設の維持管理
- ・ 農地またはその保全もしくは利用上必要な施設の災害復旧
- ・ 県営今津東部地区ほ場整備事業および県営石田川地区かんがい排水事業によって造成された施設の管理委託

第7 土地改良区協議会および各土地改良区に対して支出した補助金

令和元年度および令和2年度監査時点において、市が土地改良区協議会および各土地改良区に対して支出した補助金は次のとおりである。

1. 補助金

○補助金交付先 今津町土地改良区協議会

補助金名称（事業名）	年度	補助対象額(円)	補助金額(円)	支出済額(円)	支出年月日
高島市土地改良事業補助金（今津町土地改良区協議会）	—	30,532,651	11,627,000	11,080,000	—
土地改良区補助事業（運営補助）	R1	16,484,651	6,168,000	3,084,000	R1.5.31
				2,467,000	R1.10.31
				617,000	R2.4.24
	R2	14,048,000	5,459,000	2,729,000	R2.5.15
				2,183,000	R2.10.20
			—		

※上記のR2年度分については、12月18日現在の補助金交付決定額および支出額の内容です。

○補助金交付先 各土地改良区

補助金名称（事業名）	年度	補助対象額(円)	補助金額(円)	支出済額(円)	支出年月日
高島市土地改良事業補助金（各土地改良区）	—	58,096,132	9,905,000	3,079,000	—
土地改良事業補助金（市単独土地改良事業） 【梅原土地改良区】	R1	351,000	175,000	175,000	R1.7.5
	R2	—	—	—	—
土地改良事業補助金（農業水路等長寿命化事業） 【梅原土地改良区】「梅原2地区」	R1	1,998,000	310,000	310,000	R2.3.16
	R2	23,002,000	3,565,000	—	—
土地改良事業補助金（土地改良施設等維持管理事業） 【梅原土地改良区】	R1	35,564	13,000	13,000	R1.12.19
	R2	90,036	33,000	—	—

補助金名称(事業名)	年度	補助対象額(円)	補助金額(円)	支出済額(円)	支出年月日
土地改良事業補助金(土地改良施設等維持管理事業) 【今津町三谷土地改良区】	R 1	243,232	91,000	91,000	R1.12.25
	R 2	166,948	62,000	—	
土地改良事業補助金(市単独土地改良事業) 【今津三谷土地改良区】	R 1	291,270	145,000	145,000	R1.9.19
	R 2	—	—	—	—
土地改良事業補助金(農業水路等長寿命化事業) 【今津南部土地改良区】「今津南部第1地区第3工区」	R 1	2,000,000	310,000	310,000	R2.4.24
	R 2	10,000,000	1,550,000	—	
土地改良事業補助金(農業水路等長寿命化事業) 【今津南部土地改良区】「今津南部2地区」	R 1	882,400	198,000	198,000	R2.3.16.H30繰分
	R 2	—	—	—	—
土地改良事業補助金(農業水路等長寿命化事業) 【今津南部土地改良区】「今津南部2地区」	R 1	305,600	47,000	47,000	R2.3.16
	R 2	—	—	—	—
土地改良事業補助金(農業水路等長寿命化事業) 【淡海土地改良区】	R 1	—	—	—	—
	R 2	7,000,000	1,085,000	—	
土地改良事業補助金(災害復旧事業) 【淡海土地改良区】	R 1	4,779,500	149,000	141,000	R2.3.23.H30繰分
				8,000	R2.3.23
	R 2	—	—	—	—
土地改良事業補助金(土地改良施設等維持管理事業) 【淡海土地改良区】	R 1	489,671	183,000	183,000	R1.12.19
	R 2	362,911	136,000	—	
土地改良事業補助金(農業水路等長寿命化事業) 【今津東部土地改良区】	R 1	—	—	—	—
	R 2	2,000,000	317,000	—	
国営造成施設管理体制整備促進事業 【今津東部土地改良区】	R 1	2,028,000	760,000	380,000	R1.8.15
				304,000	R1.10.31
				76,000	R2.4.20
	R 2	2,070,000	776,000	388,000	R2.7.15
				310,000	R2.10.20
				—	

※上記のR2年度分については、12月18日現在の補助金交付決定額および支出額の内容です。

※補助金名称(事業名)は、交付決定等の事業名を参考に追記しています。

2 補助金支出の根拠

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市土地改良事業補助金交付要綱

第8 監査の実施日

令和3年2月2日

第9 監査の結果

監査の結果、補助金に係る出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

○ 所管部局関係

1 高島市土地改良事業補助金

(1)補助金の名称

令和2年度の補助金交付決定に係る書類を確認したところ、交付要綱に明記のない補助事業名（予算要求時に使用している補助事業名や、国等が示す補助金名）により交付決定が行われていた。

交付決定においては、先ず市の要綱に明記された補助事業名を付し、次に国等が示す補助事業名を併記するなどの方法により行われることで、要綱に基づく補助金事務が行われていると判断されることから、要綱との整合性を図り、適正な補助金事務となるよう改められたい。

(2)実績報告書の提出書類

土地改良事業補助金交付要綱では、実績報告書には、証拠書類となる請求書と領収書の写しの添付が必要となっているが、提出された土地改良事業補助金の添付書類を確認したところ証拠書類の添付がなされていない事業が散見された。

所管部局による補助金実績報告書の審査を行ううえで、実績報告書に添付する書類の確認が十分に行われていないと考えられることから、補助金交付要綱に沿った適正な事務処理となるよう提出書類の確認体制の強化と指導を徹底されたい。

2 土地改良区等の検査と判定表について

高島市土地改良区等検査実施要領では、検査員は土地改良区等検査計画案を作成し、市長の決裁を得たうえで知事へ報告することとなっているが、検査計画書の作成が行われていなかった。また、同要領に規定する検査事項別細目に基づいた判定表により判定が行われていないなど、検査方法に不適切な点が見受けられた。

これらについては、過去の土地改良区への監査においても高島市土地改良区等検査規程および高島市土地改良区等検査実施要領に基づく適切な検査業務となるよう指摘をしていることから、早急に改められたい。

○ 団体関係

1 土地改良区協議会

(1) 規程等の制定について

今津町土地改良区協議会には協議会規約があるものの、事務処理を行ううえで必要となる規程が無いまま前例踏襲による事務処理が行われていた。

こうした事務処理は根拠が明確でなく、市の財政的援助等を受けている団体の運営には、市と同様に効率性や経済性が求められていることから、適切な運用にむけて実務の根拠が明確化されるよう規程等を整備されたい。

2 各土地改良区

(1) 事務の決裁について

各土地改良区の規約では、土地改良区に職員を配置しない場合において、その事務を土地改良区協議会に委任できることとなっており、現在、土地改良区協議会の事務局長が、会計主任として現金または物品の出納その他会計事務を行っている。土地改良区の規約では、会計主任は理事長の命令が無ければ支出することができないと明記されているが、各土地改良区における支出命令を確認したところ、理事長の決裁が無い状態で支払いが行われている事例が散見された。

こうした規約と実務の不整合がおこらないよう、適正な事務に改められたい。

(2) 契約の締結について

各土地改良区の規約では、請負その他の契約は、競争入札によらなければならず、理事会の議決により随意契約とすることができるとある。しかし、各土地改良区の請負契約における契約状況を確認したところ、一部の土地改良区においては、規約に基づかない地方自治法施行令の規定を準用した随意契約が確認された。

こうした規約と実務の不整合がおこらないよう、適正な事務に改められたい。

(3) 補助機関について

各土地改良区の規約を確認したところ、土地改良区には「庶務係、会計係、工事係、評価委員会、換地委員会の補助機関を置く」とあるものの、一部の土地改良区では、補助機関が設置されていなかった。

こうした規約と実務の不整合がおこらないよう、規約の見直しを含め、規約に基づく事務となるよう改められたい。

以上